

足立区立小中学校版 感染症予防ガイドライン ver. 5

(新型コロナウイルス感染症用)

※ 下線部分が改定箇所となります。

令和4年 4月 25日 現在

足立区教育委員会

学校運営部 学務課

BEYOND COVID-19

あだちから

ふみだそう。新たな一歩を。

目次

本ガイドラインについて	2
感染症対策に関する基本的な考え方	3
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	4
2 登校の判断	9
3 <u>感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処</u>	10
II 感染者報告および臨時休業編	
1 感染者が発生した場合	11
2 濃厚接触者を把握した場合	14
3 <u>区立小中学校における 感染者の発生状況を踏まえた措置</u>	14
添付資料	
<u>資料1 新型コロナウイルス関連 対象者別対応一覧表</u>	15
資料2 感染症等の発生及び発生が疑われる場合の対応	17
資料3 感染症発生時の対応について	18
資料4 足立保健所感染症対策課 作成 「施設の消毒・除菌の方法について」	19
<u>資料5 ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう</u>	20
<u>資料6 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。</u> 0. 05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方	22
資料7 感染防止対策チェックリスト(教室等)(例)	24
資料8 健康チェック表(例)	25
<u>資料9 新型コロナウイルス 第一報メモ学校版(例)</u>	26
<u>資料10 都民の皆さまへ ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～</u>	27

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、以下の資料を踏まえ、感染症リスクを低減するため、足立区教育委員会が学校運営上取るべき指針を示すものです。

なお、本指針は、令和4年4月時点での最新の知見に基づいておりますが、必要に応じて随時見直しを行ってまいります。

文部科学省

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン(令和4年4月1日時点)
- ・ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)

東京都

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(都立学校)～学校の新しい日常の定着に向けて～改訂版 Ver.4.1
- ・ オミクロン株の急拡大を踏まえた学校の対応手引き

感染症対策に関する基本的な考え方

1 今後、教育活動の継続に当たっては、学校において、以下4つの対策を講じることが必須である。

- ・ 手洗いや咳エチケット、マスクの適切な着用、こまめな換気などの基本的な感染症対策の徹底
- ・ 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・ 日頃の連絡体制（保護者の連絡先、教職員間連携、保護者／学校／足立区教育委員会間で情報共有する対象等）の確認
- ・ 集団感染のリスクが高い、以下3つの条件「3密」が同時に重なることを徹底的に回避することはもちろんのこと、それぞれの密も回避（ゼロ密）すること
 - ① 【密閉】換気の悪い密閉空間
 - ② 【密集】多くの人が密集
 - ③ 【密接】近距離での会話や発声

2 地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り教育活動を継続し、子どもの健やかな学びの保障をしていく。

3 適切な学校運営を行うため、以下の状況が児童生徒および同居家族等に発生した場合はすみやかに学校に知らせるよう、児童生徒保護者及び教職員等に対して徹底する。

- ・ P C R検査・抗原検査を受ける
- ・ P C R検査・抗原検査の結果が出た
- ・ 濃厚接触者である
- ・ 発熱や咳等の風邪症状がある
- ・ 海外から帰国・入国した

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 児童・生徒

ア 学校は、児童・生徒に対し、感染症対策に関する指導をすること。

(ア) こまめな手洗い（登校時や給食前後、体育の授業後、外遊び後、トイレ使用後、やむを得ず用具や物品を共用する前後などに30秒程度）の徹底。

※ 手指用消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものであり、児童・生徒に一律に持参を求めることは適当ではない。

(イ) 手を拭く清潔なハンカチ等を持参し、個人持ちとして共用しない。

(ウ) 手指で顔（目・鼻・口などの粘膜）をできるだけ触らない。

(エ) 咳エチケット（マスクの適切な着用、ティッシュ・ハンカチ、袖・肘の内側で口や鼻を覆うなど）の実施。

(オ) 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるなど、基本的な生活習慣の定着を家庭に依頼する。

イ 児童・生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱に限らず倦怠感、喉の違和感、咳等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒には、健康管理表を配付し、毎日記入を求めること）。特に、感染がまん延している期間においては、同居の家族等に同様の症状が見られる場合も登校を控えるよう依頼する。なお、放課後子ども教室や学童保育室、チャレンジ学級等の欠席目安も、学校と同様とする。

症状が続く場合は、かかりつけ医または発熱外来を実施している医療機関、足立区発熱電話相談センター（03-3880-5747 平日午前9時～午後5時）への相談を促す。また必要に応じて、本ガイドラインのP. 27資料10に基づき、東京都の相談窓口を保護者に伝え相談を促す。

※ 最新の相談窓口は、区や都のホームページを参照

ウ 学校は、登校時に児童生徒の健康状態を確認すること。健康状態の確認は、校舎に入る前に実施することが望ましい。その際、発熱や咳、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、すみやかに帰宅させ、医療機関へ受診するように指導する。

エ 通学時には、会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めること。

オ マスクの着用について

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校生活においては身体的距離が十分とれないときはマスクの着用を基本とする。

(イ) マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用するよう呼びかけを徹底する。

<正しい着用方法>

鼻と口を確実に覆い、隙間がないようにマスクを鼻の形に合わせて抑え、形を整えて着用する。

(ウ) 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと学校長が判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクをはずすよう対応する。児童生徒に対し、登下校時など屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずしてよい旨事前に説明する。

(エ) 身体的または心理的な理由によりマスク着用が難しい場合は、個々の児童生徒の事情に応じた配慮を行う。

(オ) 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があることから不織布マスクが推奨されている。こうしたことを保護者に適宜情報提供すること。

※ 国衛生管理マニュアルP40～42を参考に対応すること。

カ ワクチンの効果は100%ではない。既にワクチンを接種した教職員や児童生徒であっても、3密の回避、マスク着用、手洗い等の基本的な感染対策を継続するよう指導すること。

キ 学校給食

(ア) 配膳の際は密集を避け、マスクの着用、前後の手洗いなどの衛生管理を徹底させる。

(イ) 喫食時は対面や会話を避ける（前向き黙食の徹底）。着用していたマスクは布又はビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

(2) 教職員等（外部人材含む）

ア 教職員等は、児童生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

- (ア) 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱や咳等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。この場合、事故欠勤とする。
- (イ) 教職員等は、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。
管理職は、毎日、別添「健康チェック表(例)」の記載内容を確認(必要に応じて学校で検温)し、3週間は保管すること。
- (ウ) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保(おおむね1~2メートル)し、できるだけ真正面を避けること。会議は場所や人数等を工夫すること。
- (エ) 出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

イ 有症状での受診時に、各種検査を提案された場合は、PCR検査や抗原検査の実施についても相談すること。

ウ 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。

エ 勤務時間外においても、「3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

(3) 校内環境

ア 学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備を行う。

イ 校内に、児童生徒教職員が使用する石けん(液体石けんが望ましい)、来客者等が使用できる消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。

ウ 換気の徹底

(ア) 適切な環境保持のため、教室等は可能な限り常時換気とし、常時が困難な

場合はこまめな換気（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）を行うとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

(イ) 換気は、2方向の窓やドアを開け（休み時間は全開、授業中は可能な範囲など）、換気扇がある部屋は常時使用する（別添「感染防止対策チェックリスト（教室等）（例）」の活用により実施状況を管理する）。なお、広く天井の高い部屋やエアコン使用時においても、上記同様にこまめな換気を行うこと。

(ウ) 十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等と連携しながら、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測すること。学校衛生基準では、1500ppmを基準としており、マスクを伴わない飲食店等の場合には1000ppm以下が望ましいとされている。昼食時には換気を強化する等、活動状況に応じた換気を行うこと。

エ 教室座席の配置（本ガイドラインP8図1参照）

(ア) 児童生徒の机は、相互の間隔として前後1.1m、左右1.0m（人の中心間距離）以上を確保して配置する。おおむね1教室に36人以内であれば可能。

(イ) (ア)の間隔が確保できない場合は、可能な限り什器の移動を行いながら、上記寸法に近づけた配置を行った上、教室出入口2か所にサーキュレーターを設置し、強制換気を行う。

オ 消毒

(ア) 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレの洗浄ボタンなど）は、1日1回以上、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。

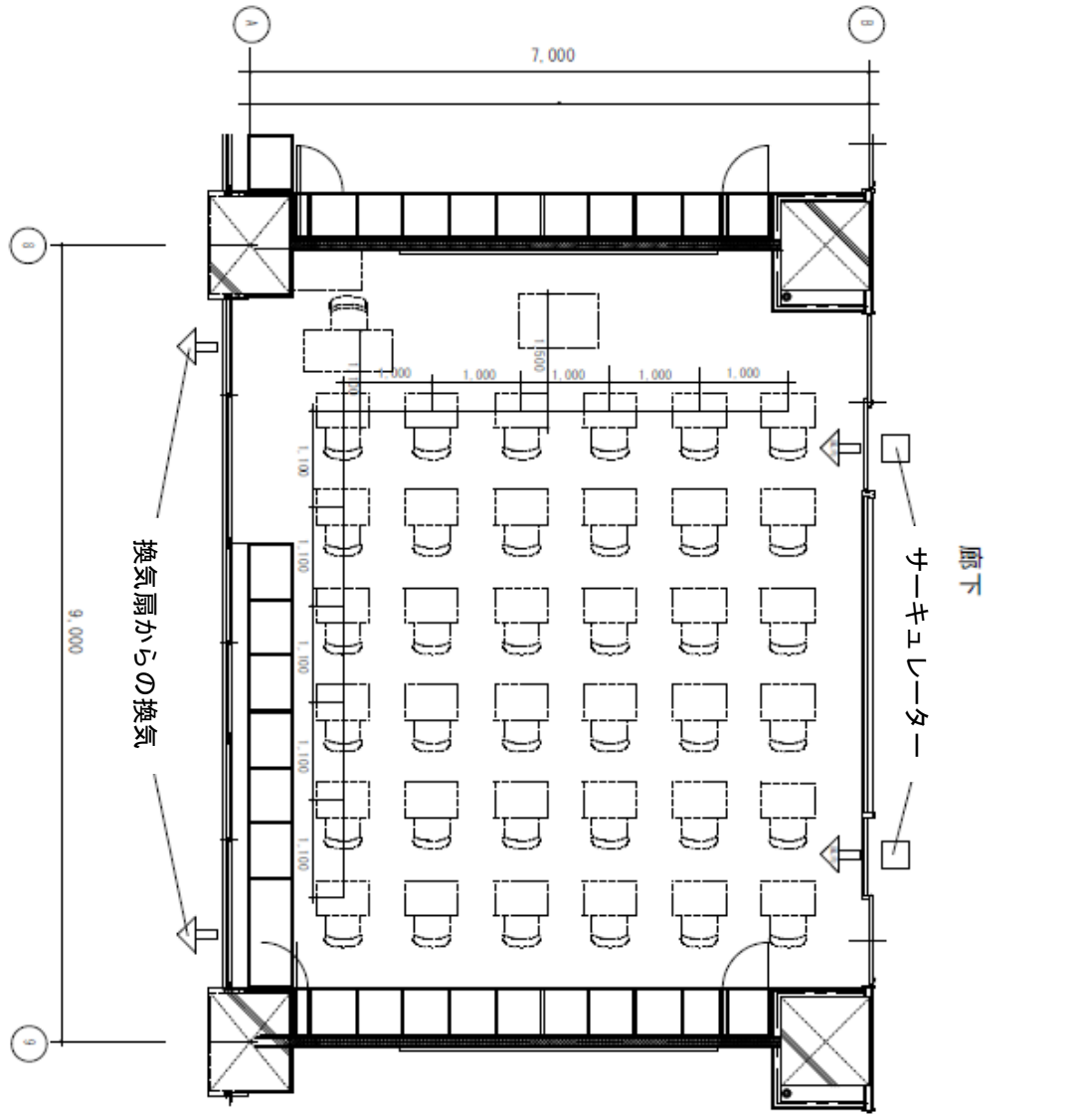
(イ) トイレは床にテープを貼るなどし、動線や距離を保って並ぶ工夫をする。トイレが混雑しないよう、授業中でもトイレ休憩を取るなどの工夫をする。また、トイレ出口には雑巾を2種類用意し、まず、薄めた次亜塩素酸ナトリウムに浸した雑巾で上履きの底を消毒、次に、乾いた雑巾で上履きの底を拭けるようにするなど、トイレを出る際に上履きの底を消毒することが望ましい。児童生徒の発達段階や使用頻度の高いトイレなど、状況に応じて対応する。

(ウ) 学校における施設の消毒については、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.

0.5%の次亜塩素酸ナトリウム、一定の条件を満たした次亜塩素酸水やア
塩素酸水を利用する。

※ 消毒については、本ガイドラインのP. 19～23（資料4～6）を参照
のこと。

図1 机間隔とサーキュレーター設置の例



2 登校の判断

(1) 出席停止の取り扱い

児童・生徒の感染が判明した場合または児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。

その他、出席停止の措置を取る場合について、本ガイドラインP. 15資料1を参照し対応すること。

(2) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、当該児童生徒の健康状態や登校等に関する主治医の見解を保護者に確認の上、学校長が個別に登校の判断をする。その際に学校は、学校での受入れ体制も含め、学校医に相談する。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、当該児童生徒の健康状態や登校等に関する主治医の見解を保護者に確認の上、学校長が個別に登校の判断をする。適宜学校医にも相談し、必要に応じてこども支援センターげんき支援管理課と協議の上対応する。

ウ 校長が登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 海外から帰国・入国した児童・生徒について

ア 海外から帰国・入国した児童・生徒について、政府の水際対策の取り組みとして一定期間自宅等での待機の要請の対象となる。その間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅等に滞在するよう要請する。

イ この場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

ウ 政府の水際対策の待機期間や一定条件を得ていることを確認した上で、健

康状態に問題がなければ登校させても構わない。

(4) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

ア 下記(ア)～(ウ)のとおり対応した上で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合には、後述イ・ウのとおり取り扱う。

(ア) 欠席させたい事情をよく聴取する。

(イ) 学校で講じる感染症対策について十分説明する。

(ウ) 学校運営の方針について理解を得るよう努める。

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

ウ 分散登校期間に限っては、課題の提出等により出席と同等の学習が認められる場合は、校長の裁量で出席とすることができる。

エ リモート学習が選択できる期間については、教育指導課から発出されている「新型コロナウイルス感染状況における足立区立学校の今後の方針等について」等に沿って対応する。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種は強制ではないため、ワクチン接種を受けるまたは受けないことによる差別やいじめなどが起きないように、児童生徒へ発達段階に応じた指導を行うとともに、保護者へも適切な情報提供を行い、理解を求める。

Ⅱ 感染者報告および臨時休業編

1 感染者が発生した場合

(1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、児童・生徒に感染者が発生した場合、すみやかに足立区教育委員会学務課に保護者からの聞き取り内容を報告する。

イ 保護者等からPCR検査または抗原検査が「陽性」、あるいは「みなし陽性」との連絡があった場合、校長は新型コロナウイルス 第一報メモ学校版（例）（本ガイドラインP. 26資料9）等を参考に、聞き取りを行う。

(ア) 対象者について（家族構成、未就学児・小中学生のきょうだいがいる場合の通学・通園先、家族の健康状態、基礎疾患の有無、学童保育の有無等）

(イ) 最終登校日、発症日、症状の内容、検査日、検査結果判明日、検査実施機関名、検査方法

(ウ) 経過、感染源情報（家庭内、友人、習い事、学童、不明等）、渡航の有無

(エ) 放課後子ども教室、学童保育、部活動等、他者との接触状況

(オ) 保健所や医療機関からの指示内容

ウ 学校は、感染者の発症前48時間以降の学校での活動状況や学級内等他児童・生徒や教職員の状況について、以下を参考に確認を行う。

(ア) 授業内容（教科）、具体的な活動内容

- ・ 体育でのマスク着用の有無、体育の活動場所、内容
- ・ 実験や話し合いなど、対面でのペアワークやグループワークの有無
- ・ 音楽の授業の有無（合唱、リコーダーやハーモニカの演奏等）
- ・ クラス以外の交流（算数の習熟度別教室、学年集会、行事練習等）
- ・ 密集する場面の有無、給食の有無、給食当番の有無、歯みがきの有無
- ・ その他、感染リスクの高い活動の有無

(イ) 授業以外での活動（部活動、委員会活動などがあったか）

(ウ) 他児童・生徒・教職員の状況

- ・ 在籍人数（登校していた子の人数、リモートの人数）
- ・ 体調不良者（風邪症状がある等）、欠席、早退、検査中の有無等
- ・ クラス内の感染者の人数（直近1週間以内）
- ・ 既に判明している感染者と今回の感染者との関係性・関連性（一緒に遊んだ・下校した、仲が良い、席が近い、同じ部活等）

エ 校長は、当該児童・生徒について、治癒し、保健所または医師から指示された療養期間が終了するまでの間、出席停止とする。

オ 足立区教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、当該学級について7日以内に複数名の感染が確認された日の翌日から土日祝日を含め5日間の学級閉鎖を行う。

ただし、保健所と相談の上、当該児童・生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、5日間の臨時休業期間の短縮・延長・規模等について、別途判断する場合があります。

カ 保健所は、当該児童・生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。保健所が学校において感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力する。

なお、保健所による積極的疫学調査の実施は、感染状況に応じて方針を変更する場合があります。その際は、国や都の通知に基づき教育委員会で方針を決定し、学校へ周知する。

キ 学校は保健所の指示に従い、消毒液を使用し校内の消毒を行う。

なお、感染の確認が、最終下校時から2日（48時間）以上経過した場合でも、念のため消毒を実施する。

(ア) 消毒液の作り方

次亜塩素酸ナトリウム液は、文部科学省作成の「次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」、足立区保健所感染症対策課作成「施設の消毒・除菌の方法について」（本ガイドラインP. 19～23資料4～6）等を参考に準備する。消毒液は使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない。

(イ) 消毒時の注意

消毒の際は必ず手袋・マスクを着用し、換気しながら行い、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭くこと。消毒剤の噴霧は不完全な消毒やウイルス飛散の可能性があるため、推奨されない。

次亜塩素酸ナトリウムは腐食しやすい物品には使用しない。金属に使用する場合は、次亜塩素酸ナトリウム液で拭いた後（10分程度）に必ず水拭きする。

物の表面についたウイルスの生存期間は、24～72時間くらいと言われ

ているため、消毒できない箇所は生存期間を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置をとること。

(ウ) 消毒範囲

保健所と連携し、当該児童・生徒が活動した範囲（机、椅子、ロッカー等）を考慮して、校内の消毒を行う。なお、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は必ず消毒する。

ク 学校は、足立区教育委員会と情報共有し、プライバシーに配慮した上で、学校メール配信システム等を活用し保護者に情報提供する。

ケ 学校は、陽性者発生による学校での対応について、当該校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に情報提供する。

(2) 教職員の場合

ア 校長は、教職員に感染者が発生した場合、すみやかに足立区教育委員会学校支援課に教職員からの聞き取り内容を報告する。

イ 本人からPCR検査または抗原検査が「陽性」、あるいは「みなし陽性」との連絡があった場合、校長は「1（1）児童生徒の場合」のイを参考に、聞き取りを行う。

ウ 校長は当該教職員については、治癒し、保健所または医師から指示された療養期間が終了するまでの間、事故欠勤とする。

なお、以降の対応については、「1（1）児童・生徒の場合」のオからケまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、当該学級について7日以内に複数名感染が確認された日の翌日から土日祝日を含め5日間の臨時休業を行うが、保健所と相談の上、5日間の臨時休業期間の短縮・延長・規模等について別途判断する可能性があることに留意すること）。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

（1）児童・生徒の場合

ア 濃厚接触者と判断された場合には、居住地域を所管する保健所から当該児童生徒の家庭へ今後の対応等の指示がある。校長は「1（1）児童・生徒の場合」のイを参考に、保護者から保健所の指示内容等の聞き取りを行う。

ただし、保健所ひっ迫時には、保健所からの指示が遅延する、または、指示がない場合があるため、特に同居の家族等が感染した等の場合には、濃厚接触者と同等の対応をする。

イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取る。

（2）教職員の場合

校長は、教職員の同居家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員を事故欠勤とする。

濃厚接触者と判断された場合には、居住地域を所管する保健所から当該教職員へ今後の対応等の指示があるため、当該教職員にその内容を確認しておく。

3 区立小中学校における感染者の発生状況を踏まえた措置

区立小中学校におけるクラスターの発生状況や患者の発生状況等によっては、保健所の助言を受け、授業形態の変更やリモート選択、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

新型コロナウイルス関連 対象者別対応一覧（令和4年度オミクロン対応 ver.）

1 本人が以下に該当する場合、出席停止とする

状況	即日教育委員会へ 報告・連絡	本人の出席（勤務）停止期間	対応	感染症による 出席停止 報告
PCR 検査あるいは抗原検査 により陽性	<u>必要（電話連絡）</u> 児童・生徒の場合 →学務課 教職員等の場合 →学校支援課	療養期間が終了するまで （保健所または医療機関から 指示された期間）	・対象者情報や学校活動について情報収集を行い、必要時、学校 医と相談の上学級閉鎖等の検討を行う（「3 学級閉鎖等の判 断」を参照） ・学校配信メールを送る	第一種 感染症
濃厚接触者 （陽性者と同居している、会食した、 一緒に遊んだ等濃厚接触が疑われる 場合も含む）	<u>不要</u>	感染者と最後に接触した日の 翌日から起算して7日間 （保健所から指示された期間）	濃厚接触者となった経緯を保護者から聞き取る。	第三種 感染症 その他
学校で陽性者と会話の際にマスクを 着用していないなど感染対策を行わ ずに飲食を共にした（給食の黙食は除く）	<u>不要</u>	濃厚接触者の取り扱いを参考 にして学校において判断	陽性者と感染可能期間（発症前48時間～）に接触があり、会話 の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を 共にした者等について聞き取り調査を行う。	
PCR 検査あるいは抗原検査を受けた 結果が陰性	<u>不要</u>	検査結果が出るまで	検査を受けた経緯や検査結果を保護者から聞き取り	
発熱等の風邪症状がある（検査対象外）	<u>不要</u>	解熱後24時間経過し、症状が 改善するまで	かかりつけ医等医療機関の受診を促す	
医療的ケアが日常的に必要 基礎疾患等あり	<u>不要</u>	個別判断	・地域の感染状況を踏まえ当該児童生徒の健康状態や登校等に 関する主治医の見解を保護者に確認し、 <u>必要時支援管理課と協 議の上対応する。</u> ・学校での受け入れ体制も含め学校医に相談	
海外から帰国・入国	<u>不要</u>	<u>国が定めた自宅待機期間</u> <u>（個別判断）</u>	・本人または家族との連絡を密に行う ・健康上問題なければ自宅待機期間後登校可能	
感染予防のため 不安で休ませたい	<u>不要</u>	個別判断	・欠席させたい事情をよく聴取する。学校で講じる感染症対策に ついて十分に説明し、学校運営の方針について理解を得られる よう努める。 ・保護者の申し出に合理的理由があると校長が判断する場合、出 席しなくてもよいと認めた日とする等柔軟に対応する。	
本人が新型コロナウイルスの ワクチン接種に行く	<u>不要</u>	個別判断 ※ワクチン接種に行く日、それ に付随して受診等が必要な 場合はその日も含む。		
ワクチン接種後に 発熱や倦怠感など風邪症状様の副反 応が出た	<u>不要</u>	解熱後24時間経過し、症状が 改善するまで	数日経過しても症状が改善されない場合は、接種医療機関へ相談 するよう促す。	

2 同居家族等が以下に該当する場合、出席停止とする

状況	即日教育委員会へ報告・連絡	児童生徒・教職員の出席（勤務）停止期間	対応	感染症による出席停止報告
PCR検査あるいは抗原検査により陽性	不要	感染者と最後に接触した日の翌日から起算して7日間 (保健所から指示された期間)	本人が濃厚接触者になる可能性が高いため、「本人が濃厚接触者」に準ずる	第三種感染症 その他
緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている等感染がまん延している期間（東京都における国の新しいレベル分類が「レベル2」以上の場合も含む）は、以下についても出席停止とする				
PCR検査あるいは抗原検査を受ける (濃厚接触者以外の場合) <small>※職務上定期的に検査を受ける場合を除く</small>	不要	検査結果の陰性が確認できるまで		第三種感染症 その他
未診断の発熱等の症状がある	不要	同居家族等の症状がなくなるまで	同居家族等の医療機関受診を促す	

- ※ 「出席停止」…学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止（欠席扱いとしない）
「校長が出席しなくてもよいと認めた日」…非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（欠席扱いとしない）
- ※ 陽性者の療養期間や濃厚接触者の待機期間は、国の方針によって変更する場合があります。都度、通知で周知しますが、区のホームページ等で最新情報もご確認ください。

3 学級閉鎖等の判断

同一学級で次のいずれかが判明した場合、原則、学級の最終登校日の翌日から5日間（土日祝日含む）を学級閉鎖とする。

(1) 陽性者が2名以上判明した

状況：陽性者の発症日が直近7日以内、感染可能期間（発症前48時間）に登校している、感染経路不明

(2) 陽性者が1名判明し、複数の有症状者がいる

※ 閉鎖の範囲や期間については、状況に応じた判断をお願いします。その際は、学校医や養護教諭の意見等も参考にしてください。

判断に迷う場合は、遠慮なく学務課の担当までご相談ください。

※ 陽性者が判明していない場合でも、同時に複数の有症状者が判明した場合には、校長判断で学級閉鎖を可能とする。

※ 閉鎖期間の延長は原則不要だが、学級運営が成り立たない場合等は状況に応じて校長判断で閉鎖期間の延長を可能とする。

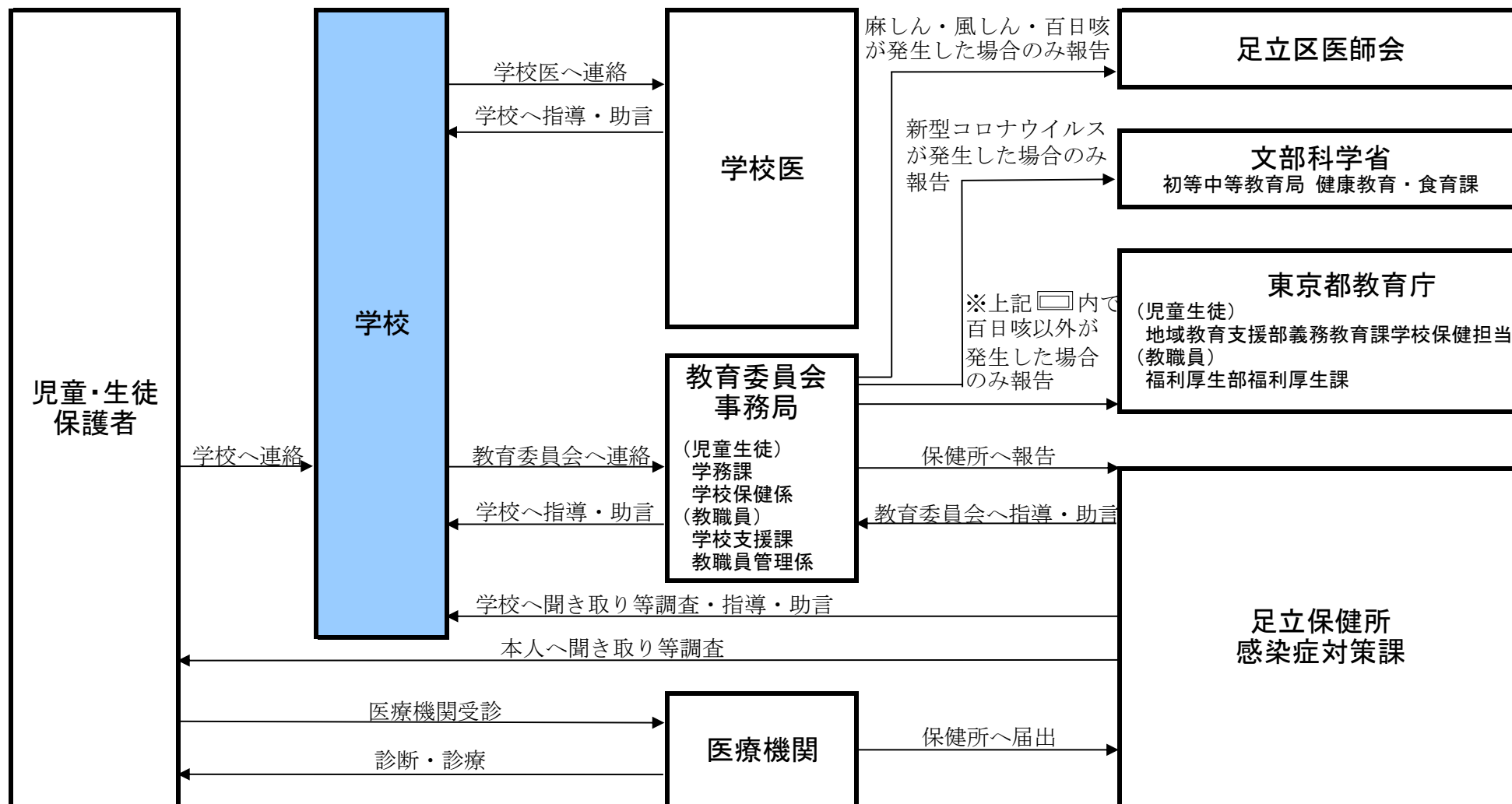
- 参考情報
- ・ 文部科学省各種通知
 - ・ 東京都福祉保健局「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について」 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/coronasodan.html
 - ・ 東京都「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～ 改訂版」
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/sanitation/covid19/school_guideline.html
 - ・ 東京都「オミクロン株の急拡大を踏まえた学校の対応手引き」 https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/sanitation/covid19/school_guide.html
 - ・ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

感染症等の発生及び発生が疑われる場合の対応

資料2

初期の緊急連絡体制

第一種の感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)、麻しん、風しん、結核、百日咳等と診断された場合



令和4年4月 学務課学校保健係
学校支援課教職員管理係

感染症発生時の対応について

学校管理下における感染症発生時の対応については、以下のとおりとする。

1 事例別窓口

速やかに（学級閉鎖の場合は午前中までに）教育委員会に連絡する。また状況に応じて保健所に連絡する。

事 例	教育委員会の窓口	足立保健所の窓口
学校給食による食中毒	学務課学校給食係 3 8 8 0 - 5 9 7 5	生活衛生課食品保健係・食品監視係 3 8 8 0 - 5 3 6 3 ・ 5 3 6 4
教育課程および教育計画に基づいた 行事で発生した感染症等 （修学旅行、自然教室等）	教育指導課 3 8 8 0 - 5 9 7 4 学務課自然教室係 3 8 8 0 - 5 9 7 0 ↓ 学務課学校保健係	足立保健所感染症対策課防疫係 3 8 8 0 - 5 3 7 8
児童・生徒のインフルエンザ等感染症 （臨時休業・時間短縮・集団発生等）	学務課学校保健係 3 8 8 0 - 5 9 7 1 ↓ 区役所関係部署	
児童・生徒・教職員の第一種の感染症・ 麻しん・風しん・百日咳 （疑いを含め1人でも発生した場合）	（児童生徒に関すること） 学務課学校保健係 3 8 8 0 - 5 9 7 1	
児童・生徒・教職員の 健康診断による結核 （1人でも発生した場合）	（教職員に関すること） 学校支援課教職員管理係 3 8 8 0 - 5 9 7 2 ↓ 足立保健所感染症対策課	

※ 学校から連絡を受けた学務課は、東京都教育庁義務教育課 5 3 2 0 - 6 8 7 8 へ連絡する。

※ 上記以外で、学校が教育委員会への連絡が必要と判断した場合は個別に対応する。

2 感染拡大防止策

年間を通して、ノロウイルス等による感染性胃腸炎の集団発生事例があります。感染拡大防止のために、下記資料等を校内関係者の皆様でご活用ください。

- (1) 「感染性胃腸炎マニュアル」（平成26年度改定）…C4th 書庫>教育委員会 様式等>学務課>感染症関係
- (2) 「ノロウイルス食中毒・感染症からまもる～その知識と対策～」…平成27年3月配付

感染症を予防するための注意点

- ・ マスクの着用および手洗いを励行するよう指導する。
- ・ 室内の適度な加湿・換気に努める（校内で嘔吐があった場合は、その場所は1時間使用禁止）。
- ・ 多くの人が手の触れる場所を中心に環境消毒。
- ・ 規則正しい生活やバランスのとれた食事を心がけるよう、児童生徒に指導する。

施設の消毒・除菌の方法について



○消毒液の作り方

ドアノブなど
身の回りのもの
の消毒・除菌は

じ あ え ん そ さ ん
塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
が有効です。

「塩素系漂白剤（塩素濃度5%）」としてスーパーやドラッグストアなどで販売されていますので、薄めて使用してください。

ペットボトルを利用すると簡単。
キャップ1杯が約5ml。

用途	濃度、希釈方法
ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ テーブル、椅子、水道の蛇口、洗水レバー 電話機、パソコンのキーボード、リモコン エレベーターやオートロック・コピー機等の ボタン	0.05% 水500ml + 塩素系漂白剤 ペットボトルのキャップ1杯 
嘔吐物が付着したトイレや床等	0.1% 水500ml + 塩素系漂白剤 ペットボトルのキャップ2杯 

○消毒の方法

消毒するときは、換気しながら
行ないましょう。

- マスクをつけてゴム手袋などをはめて行なう。
- ペーパータオル等に薬液を含ませて拭き、自然乾燥させる。濡れている場合や汚染がある場合は、水分や汚れを拭き取った後に消毒を行う。ペーパータオルは袋に入れて捨てる。
- 金属部分はサビる恐れがあるため、10分程度たったら水拭きする。
- 手袋を外した後は、手を洗う。

ご注意ください スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散の可能性があるので止める。

さらに詳しく知りたい方は、
市民向け感染予防ハンドブックを。

（東北医科薬科大学病院感染制御部・仙台東部地区感染対策チーム作成）



ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

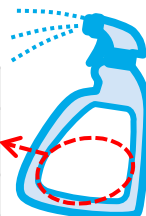
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

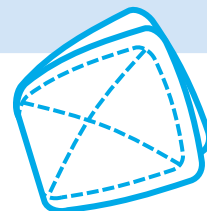
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

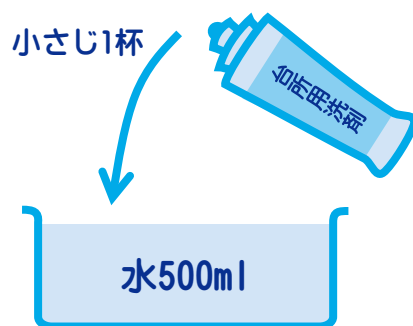
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。

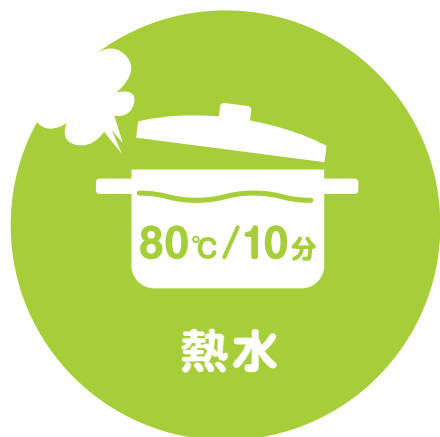


手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。NITE ウェブサイトで製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) [検索](#)

[こちらをクリック](#)



参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



月

(場所：) (例)

感染防止対策チェックリスト (教室等) ※消毒を実施した時間や実施者を記録する

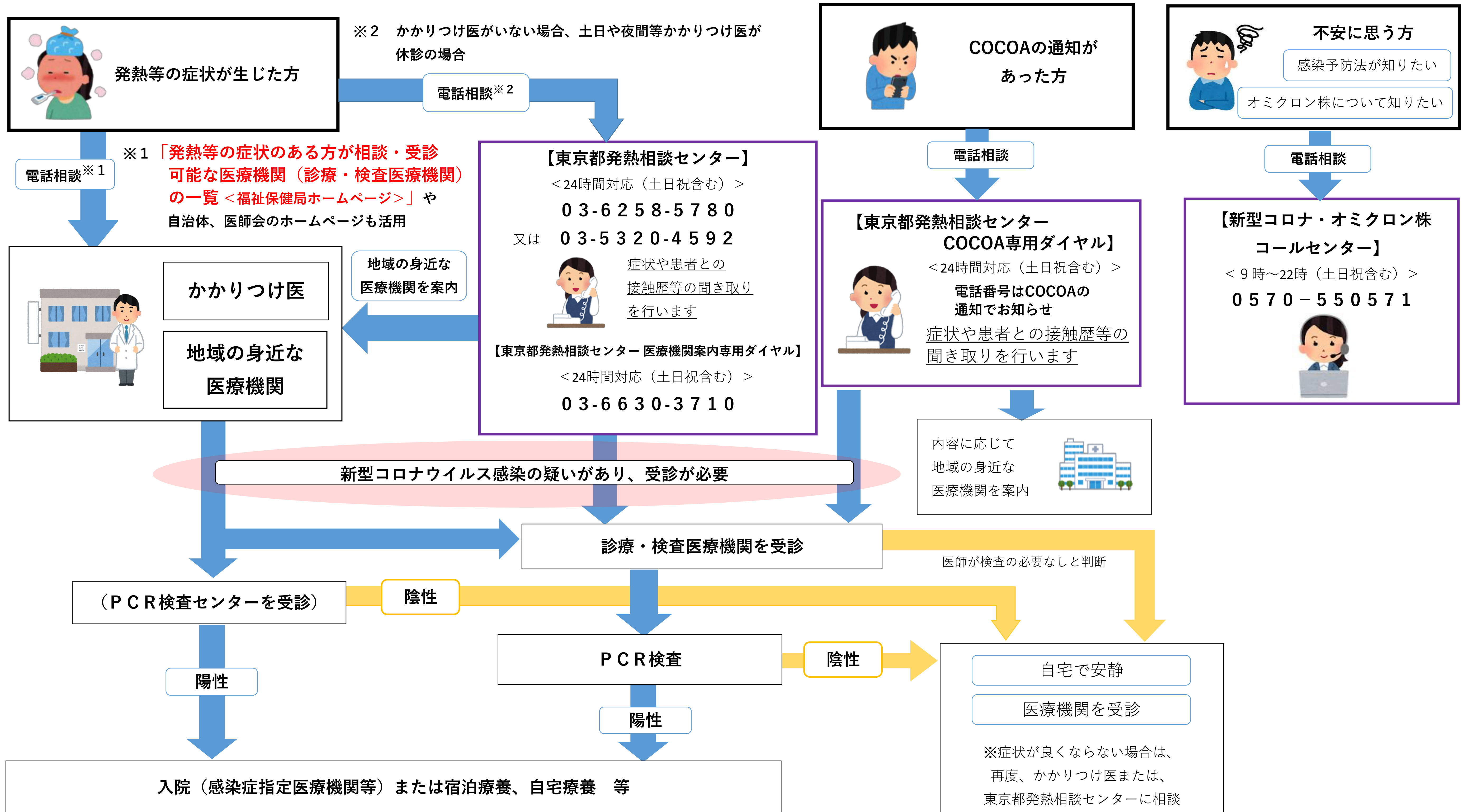
チェック項目		日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()
1日1回以上	ドアノブの消毒					
	手すりの消毒					
	電気のスイッチの消毒					
	窓枠・窓の鍵の消毒					
	共用する教材や物品等の消毒					

新型コロナウイルス感染症 第一報メモ 学校版 (例)

台帳No.

連絡日時	令和 年 月 日 () : 対応者氏名 :
学校への連絡者	保健所 : / 保護者 : / 他 :
報告事項 (該当に○ 及び記入)	<input type="checkbox"/> 感染者 (陽性・みなし陽性) ⇒ 教育委員会への報告 (済 ・ 未) <input type="checkbox"/> 濃厚接触者 (保健所判断あり) ……保健所→家庭 月 日 () <input type="checkbox"/> 家族が濃厚接触者 (保健所判断あり) …保健所→家庭 月 日 () <input type="checkbox"/> その他 ()
対象者情報	小・中 学校 児童生徒 年 組 / 教職員 ()
	氏名 : (男 ・ 女) 年齢 (歳)
	同居家族 : (未就学児・小中学生のきょうだいがある場合は通園・通学先の名称と学年も記入)
	居住地 区内 / 他 () 基礎疾患 有 () / 無
	登録状況 (小学生のみ) 【学童保育 : 有 / 無 ・ 放課後子ども教室 : 有 / 無】
	居場所 : 自宅 / 入院 / 他 () 同居者症状 : 有 () / 無
	感染源 : 有 () / 不明 渡航歴 : 有 () / 無
検査情報	発症日 (症状出現日) : 月 日 ()
	症状の内容 : () / 無症状
	検査日 : 月 日 () …機関名 / 対象外
	結果判明日 : 月 日 () 結果 (陽性 ・ 陰性)
状況	経過・受診・保健所の指示内容等
学校での 活動状況 (発症前48時間 の活動状況)	発症・検査2日前 / ()
	発症・検査1日前 / ()
	発症・検査当日 / ()
	その他 (休み時間・委員会活動・部活動等)
	給食当番 (有 ・ 無) 歯磨き (有 ・ 無)
学級内 の状況 在籍 人	クラス内の陽性 _____人且
	欠席状況 (体調不良者、検査中等)
その他	

都民の皆さまへ ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～





足立区教育委員会
学校運営部 学務課

足立区教育委員会 学校運営部 学務課

足立区中央本町 1-17-1 TEL:03-3880-5971 FAX : 03-3880-5606

E-mail : gakumu@city.adachi.tokyo.jp

足立区立小中学校版 感染症予防ガイドライン ver. 5 (新型コロナウイルス感染症用) の主な改定点

本ガイドラインの改定は、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)」の改訂に基づき、該当箇所を修正・追記しています。主な改定箇所は、以下のとおりです。

1 感染症対策に関する基本的な考え方の修正【P. 3】

- (旧) 2 特定地域におけるクラスターの発生、都内及び区内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において再び休業措置を行う場合がある。
- (新) 2 地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り教育活動を継続し、子どもの健やかな学びの保障をしていく。

2 感染症予防策の徹底の追記【P. 4～8】

- (1)「I 学校運営編 1 感染症予防策の徹底 (1) 児童・生徒」について、以下のとおり追記、修正した。
- (旧) イ 児童生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒には、健康管理表を配付し、毎日記入を求めること）。
- (新) イ 児童・生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱に限らず倦怠感、喉の違和感、咳等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒には、健康管理表を配付し、毎日記入を求めること）。特に、感染がまん延している期間においては、同居の家族等に同様の症状が見られる場合も登校を控えるよう依頼する。

※ 追記内容

- ・ マスクの着用について
「正しい方法でのマスク着用」「身体的または心理的な理由によりマスク着用が難しい場合の個別配慮」「不織布マスクの推奨」等
- ・ ワクチン接種後も基本的な感染対策を継続する

- (2)「I 学校運営編 1 感染症予防策の徹底 (3) 校内環境」について、以下のとおり追記した。

※ 追記内容

- ・ CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を測定する
- ・ 学校における施設の消毒について、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム、一定の条件を満たした次亜塩素酸水やア塩素酸水を利用

3 登校の判断の修正・追記【P. 9】

「I 学校運営編 2 登校の判断 (3) 海外から帰国・入国した児童・生徒について」について、以下のとおり修正した。

(旧) ア 国や地域・入国の目的を問わず、海外から帰国・入国した児童生徒については、入国の次の日から起算して2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、入管法に基づく『入国制限対象地域』に滞在歴のある方については、全員に PCR 検査が実施されるが、その結果が陰性でも、入国の次の日から起算して2週間は自宅待機の対象となり、健康確認の対象となる。

(新) ア 海外から帰国・入国した児童・生徒について、政府の水際対策の取り組みとして一定期間自宅等での待機の要請の対象となる。その間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅等に滞在するよう要請する。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処の追記【P. 10】

「I 学校運営編 3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処」について、以下のとおり追記した。

(旧) 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

(新) 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種は強制ではないため、ワクチン接種を受けるまたは受けないことによる差別やいじめなどが起きないように、児童生徒へ発達段階に応じた指導を行うとともに、保護者へも適切な

情報提供を行い、理解を求める。

5 学校内で感染者が発生した場合についての修正・追記【P. 11・12】

「Ⅱ感染者報告および臨時休業編 1感染者が発生した場合 (1) 児童・生徒の場合」について、以下のとおり追記、修正した。

(1) 陽性者の聞き取り内容について

(旧) 発症前48時間以降の学校での活動状況や児童・生徒等の状況について記載なし。

(新) ウ 学校は、感染者の発症前48時間以降の学校での活動状況や学級内等他児童・生徒や教職員の状況について、以下を参考に確認を行う。

(ア) 授業内容(教科)、具体的な活動内容

(イ) 授業以外での活動(部活動、委員会活動などがあつたか)

(ウ) 他児童・生徒・教職員の状況

(2) 臨時休業および積極的疫学調査について

(旧) エ 足立区教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、当該校について感染が確認された日の翌日から土日祝日を含め3日間の臨時休業を行う。

ただし、保健所と相談の上、当該児童生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、3日間の臨時休業期間の短縮・延長・規模等について、別途判断する場合がある。

オ 保健所は、当該児童生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。保健所が学校において感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力する。

(新) オ 足立区教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、当該学級について7日以内に複数名の感染が確認された日の翌日から土日祝日を含め5日間の学級閉鎖を行う。

ただし、保健所と相談の上、当該児童・生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、5日間の臨時休業期間の短縮・延長・規模等について、別途判断する場合がある。

カ 保健所は、当該児童・生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。保健所が学校において感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力する。

なお、保健所による積極的疫学調査の実施は、感染状況に応じて方針を変更する場合がある。その際は、国や都の通知に基づき教育委員会で方針を決定し、学校へ周知する。

6 区立小中学校における感染者の発生状況を踏まえた措置の記載【P. 14】

「Ⅱ感染者報告および臨時休業編 3区立小中学校における感染者の発生状況を踏まえた措置」について、以下のとおり変更をした。

(旧) 3 複数校で同時に感染者が発生した場合

足立区立小中学校において、複数校で同時に感染者が発生した場合には、児童生徒や教職員の生活圏におけるまん延状況等により、足立区教育委員会が保健所の助言を受けて臨時休業の規模について判断する。

4 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

⇒ 削除した

(新) 3 区立小中学校における感染者の発生状況を踏まえた措置

区立小中学校におけるクラスターの発生状況や患者の発生状況等によっては、保健所の助言を受け、授業形態の変更やリモート選択、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

7 資料1「新型コロナウイルス関連 対象者別対応一覧（令和4年度オミクロン対応 ver.）」の修正【P. 15】

旧ガイドライン資料3「新型コロナウイルス関連 対象者別対応一覧表」を修正した。本ガイドラインP. 15資料1を参照。

8 資料9「新型コロナウイルス感染症 第一報メモ 学校版（例）」の修正【P. 26】

「学校での活動状況」「学級内の状況」の項目を追加した。本ガイドラインP. 26資料9を参照。

以上